

呉市長 殿

（申請者）

所在地
名称
代表者名
担当者
電話番号

呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付申請書

呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付要綱第2条各号に規定する条件を満たしており、本補助金の交付を受けたいので、同要綱の規定を遵守することを約し、同要綱第5条の規定により所定の書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

金 _____ 円

（太陽光発電設備出力 _____ kW × 75,000 円）

設置設備	太陽光発電設備（自己所有事業者用）
設置場所	呉市
太陽光発電設備導入により得られる効果	

2 添付書類

- (1) 補助対象設備の発電電力自家消費量計画書（様式第2号）
- (2) 見積書及び見積書内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の仕様等が確認できる書類
- (4) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図並びに設置工事着手前の現況写真
- (5) 設置する土地・建物の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (6) 市税の滞納のない証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (8) 法人の全部事項証明書の写し又は個人事業の開業届出書の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (9) ア PPA事業者の場合：PPAモデル契約書（案）及び料金計算書等
イ リース等事業者の場合：リース契約書（案）及び料金計算書等

令和 年 月 日

補助対象設備の発電電力自家消費量計画書

（申請者氏名） _____

① 自家消費率【見込み】(③÷②)	%
-------------------	---

導入する太陽光発電設備の出力	kW
----------------	----

② 補助対象設備の年間発電量【見込み】(③+④)	kWh
③ 自家消費量(②のうち)	kWh
④ 売電量(②のうち)	kWh
⑤ 過去1年間の電気使用量【実績】	kWh

【添付書類】 ・発電シミュレーションを行った資料

【留意事項】 ・①の 自家消費率が50%以上 となる ことが補助要件 になります。 ・設備稼働後の「発電量等の報告」において、自家消費率が50%未満の場合は、 補助金の返還 となる こともあります 。 ・電力需要量を考慮し、過度な規模の設置は控えてください。

暴力団排除に関する誓約書

呉市長 殿

所在地
名称
代表者住所
代表者職・氏名
生年月日

私は、補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。また、必要な場合には、広島県警察本部に照会することについて同意します。

- 1 私若しくは私の関係者は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

- 2 私は、呉市暴力団排除条例の基本理念にのっとり、暴力団との関係を遮断するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。

呉 第 号
令和 年 月 日

様

呉市長 新原 芳明
(産業部商工振興課)

呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった呉市企業太陽光発電設備導入補助金については、呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金の額 金 円

2 補助金の交付の条件

(1) 補助事業者は、報告期限までに、実績報告書に次の書類を添えて提出すること。

ア 自家消費型太陽光発電設備の設置に係る契約書及び領収書の写し

イ 補助対象設備の保証書の写し（製造事業者が発行したもの）

ウ 補助対象設備の設置状況を把握できる写真

エ 電力会社との契約や協議結果を確認できる書類の写し

ただし、補助事業者が、報告期限までに事業期間延長に係る事業計画の変更の決定を受けている場合は、補助対象設備の設置が完了した日から40日を経過する日又は交付決定日の属する会計年度の翌年度の3月5日のいずれか早い日を報告期限とする。

(2) 補助事業の計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を休止し又は中止若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

呉産商指令第 号
令和 年 月 日

様

呉市長 新原 芳明
(産業部商工振興課)

呉市企業太陽光発電設備導入補助金不交付決定通知書

令和5年 月 日付で交付申請のあった補助金について、呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり支給しないことに決定しましたので通知します。

- 1 補助金の名称 呉市企業太陽光発電設備導入補助金
- 2 不支給の決定の理由

令和 年 月 日

呉市長 殿

（申請者）

所在地

名称

代表者名

担当者

電話番号

呉市企業太陽光発電設備導入補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付呉 指令第 号で呉市企業太陽光発電設備導入補助金の交付決定を受けた事業について、計画を変更したいので、呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 計画の変更箇所

2 変更の理由

3 補助金の変更金額

(1) 変更前の補助金の額 金 円 ※千円未満は切捨て

(2) 変更後の補助金の額 金 円

4 添付書類

変更後の事業計画書、収支予算書等

呉 第 号
令和 年 月 日

様

呉市長 新原 芳明
(産業部商工振興課)

呉市企業太陽光発電設備導入補助金計画変更承認通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった呉市企業太陽光発電設備導入補助金に係る計画変更を承認し、補助金等の交付決定を次のとおり変更したので、呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 条件

様

呉市長 新原 芳明
(産業部商工振興課)

呉市企業太陽光発電設備導入補助金計画変更不承認通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付要綱第8条の規定により、次の理由により承認しないことに決定しましたので通知します。

- 1 補助金の名称 呉市企業太陽光発電設備導入補助金
- 2 不承認の理由

呉市長 殿

（申請者）

所在地
名称
代表者名
担当者
電話番号

呉市企業太陽光発電設備導入補助金実績報告書

令和 年 月 日付呉 指令第 号で呉市企業太陽光発電設備導入補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績及び効果

2 取得財産

財産名	発電出力	取得金額	耐用年数	設置場所	備考
太陽光発電設備	k W	円	年		

3 添付書類

- （1）自家消費型太陽光発電設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- （2）補助対象設備の保証書の写し（製造事業者が発行したもの）
- （3）補助対象設備の設置状況を把握できる写真
- （4）電力会社との契約や協議結果を確認できる書類の写し
※FITやFIPを利用していないことがわかること
- （5）その他市長が必要と認める書類

様

呉市長 新原 芳明
(産業部商工振興課)

呉市企業太陽光発電設備導入補助金額確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった呉市企業太陽光発電設備導入補助金については、呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の額の確定額 金 円
- 3 その他

令和 年 月 日

呉市長 殿

（申請者）

所在地

名称

代表者名

担当者

電話番号

呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付請求書

令和 年 月 日付け呉 第 号で補助金の額の確定通知を受けたので、呉市企業太陽光発電設備導入補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名：

支店名：

預金の種別：

口座番号：

預金の名義：

（カナ： ）

呉市長 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者名

呉市企業太陽光発電設備導入補助金発電量等報告書

(申請者氏名) _____

1 補助金交付

交付決定番号	呉産商指令 号
太陽光発電システムの出力	kWh
二酸化炭素削減量(1年間)	t-CO2

2 発電量等

①	補助対象設備の設置年月	令和 年 月
②	報告対象期間(報告回次)	令和 年 月～令和 年 月 (第 年度目)
③	補助対象設備の発電量(④+⑤)	kWh
④	自家消費量	kWh
⑤	売 電 量	kWh
⑥	自家消費率(④÷③)	%
⑦	【自家消費率が50%未満となった要因分析・改善案】 ※⑥自家消費率が50%未満の場合のみ記載してください。 ・要因分析 ・改善案	

3 留意事項

- 上記②の報告対象期間(1年度目)は、①の設置年月の翌月から1年間としてください。
(例)R6.1設置の場合、R6.2～R7.1の1年間
- 当報告書は、報告対象期間の数値が確定した後、速やかに提出してください。
- 上記⑥の自家消費率が50%以上となるのが補助要件です。
- 本補助金の報告は5年度目まで報告が必要です。
【留意事項】1の例では、2回目がR7.2～R8.1の期間の報告となり、3回目以降も同様の考えとなります。なお、「自家消費率が50%未満」が継続した場合は、補助金を返還していただく可能性があります。
- 6年度目以降の報告は原則不要ですが、市長が必要と認めた場合は、報告を求めることがありますので、毎年の発電量等について、耐用年数を経過するまで記録を残してください。